

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

| | |
|--------------|--------------|
| 学 校 名 | 福岡県立嘉穂特別支援学校 |
| 課程又は 教育部門 | 知的障がい |

特 20

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることを鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの防止に努める。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

参考資料

- ・「いじめ防止対策推進法」第3条
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）P1～P2、P4～6、P23～25
- ・「福岡県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成30年2月16日）3（3）
- ・「生徒指導リーフ」
増刊号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part5）

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという実態を踏まえ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員で取り組む。

- (1) 周囲の友人や教職員と信頼できる関係作り。
- (2) 安心・安全に学校生活を送ることができる環境作り。
- (3) 授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような集団作り。
- (4) ストレスにとらわれることなく互いを認め合える人間関係・学校風土作り。

- (5) 自尊感情や自己肯定感を育てる、わかる授業の実践。
- (6) 欠席日数や保健室の利用状況等から、児童生徒の変化を読み取る。
- (7) 連絡帳、アンケート調査、家庭訪問等の保護者情報から、児童生徒の変化を読み取る。
- (8) PDCAサイクルに基づいて、定期的な改善・検討を行う。

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）P24
別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」（1）
- ・「福岡県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成30年2月16日）3（3）⑤ア、⑥イ・ウ
- ・「生徒指導リーフ」4、8、9、13、20
増刊号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part2）

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめをかくしたり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換や情報共有をする。

（2）いじめの早期発見のための措置

ア 児童生徒のささいな変化に気づく。

- (ア) 児童生徒同士の言動に細心の注意を払う。
- (イ) 児童生徒の表情や食欲等、健康状態に細心の注意を払う。

イ 職員間の情報の共有化

- (ア) 学年会、学部会において、児童生徒の情報を共有する機会を定期的に設ける。
- (イ) いじめ対策委員会に情報が確実に伝わるよう、連絡系統をマニュアル化する。

ウ 保護者との連携

- (ア) 日常的に連絡帳による情報交換を通して保護者と連携し児童生徒を見守る。

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）P6～8、P26～31
別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」（2）
- ・「福岡県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成30年2月16日）3（3）⑤イ、⑥ウ
- ・「生徒指導リーフ」4、13、20
増刊号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part3）

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、組織として速やかに対応し、いじめられた児童生徒を守り通すことを最優先課題とする。そして、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに終始するのではなく、児童生徒の社会性の向上等、人格の成長に重きを置いた指導を行う。

職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

※下記の内容を必ず含めること。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（「いじめの防止等のための基本的な方針」P5）

※ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

※ インターネットや携帯電話等を利用したいじめに対して適切に対応する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア 速やかにその行為を止める。

イ 「いじめ対策委員会」が中心となって直ちに情報を共有し、正確に把握する。

ウ 保護者、児童生徒から相談や訴えがあった場合は、傾聴的態度で対応する。

エ 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ることを踏まえて、聴き取りなどを通していじめの事実の有無を確認し、全体像を把握し、教職員で情報共有する。

オ 事実確認の結果は、いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ校長から電話で第一報を行うとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

カ 指導により十分な効果が困難な場合で、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、校長が所轄警察署に相談する。

（3）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

ア いじめられた児童生徒から、事実関係の傾聴をする。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。

イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

ウ いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

エ いじめられた児童生徒にとって、信頼できる親しい友人や教職員、家族、地域の人々等と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を構築する。

オ いじめられた児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室で指導する。

カ 状況に応じて出席停止制度を活用して、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

キ 心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など状況に応じて外部専門家の協力を得る。

ク いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- イ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- エ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- オ 児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- カ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- キ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- イ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ウ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- エ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- オ 加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるようにする。
- カ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めするなど必要な措置を講じる。
- ウ 措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- エ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

オ 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

カ 児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

キ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

(7) いじめの解消

ア いじめに係る行為が止んでいること

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）P11～13、P29～31 別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」(3)
- ・「福岡県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成30年2月16日）3（3）⑤ウ、⑥ア・エ
- ・「生徒指導リーフ」
増刊号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part4）
- ・「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」第4章

※ 「解消」と判断するための2つの要件（「いじめの防止等のための基本的な方針」P30～31）を踏まえ、解消と判断するまでの具体的な手順を記載すること。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※ 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- ア 重大事態が発生した場合は、管理職より教育委員会を通じて知事に報告する。
- イ 重大事態が発生した場合は、いじめ対策委員会又は本校の設置者が置く組織・機関がいじめの事実関係を明確にする調査を行う。
- ウ 本校の設置者が調査主体となる場合は、いじめ対策委員会が資料・情報の提供及び調査協力を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ア 重大事態の調査結果は、管理職より教育委員会を通じて知事に報告する。
- イ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
- エ これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- オ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- カ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- キ 調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）P31～39
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）
- ・「福岡県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成30年2月16日）4
- ・「生徒指導リーフ」12

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 「いじめ対策委員会」

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ア いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することとし、構成メンバーは次の通りとする。校長、教頭、児童生徒担当主幹、学部主事、養護教諭、関係者とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等に参加を依頼し対応する。
- イ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正としての機能をもつ。
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- エ 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処が可能となるよう、これらの対応の在り方について全ての教職員で共通理解を図る。

オ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

カ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ、誰から言われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。なおこの際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実と向き合うことで、当該自体への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）P3、P9～10、P13、P23～24
別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」(4)①
- ・「福岡県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成30年2月16日）
3（3）②イ 4（3）②エ、③、④（4）
- ・「生徒指導リーフ」
増刊号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part5）
- ・「いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について」
（平成26年3月12日25教高第7088号）

7 学校評価

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組を学校評価の項目に位置付ける
- (2) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。【法第34条対応】
- (3) いじめの取組に関する評価は、学校いじめ基本方針（P15で定義）に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。【法第34条対応】
- (4) 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。【法第34条対応】

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）P24～25
別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」(4)④
- ・「福岡県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成30年2月16日）3（3）③、⑤キ
- ・「生徒指導リーフ」
増刊号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part5）
増刊号 いじめのない学校づくり2 サイクルで進める生徒指導：点検と見直し
- ・「学校評価ガイドライン」（平成28年改訂 平成28年3月22日 文部科学省）